

軽度外傷性脳損傷に関わる労災認定基準の改正と教育機関 への啓発・周知を求める意見書

軽度外傷性脳損傷は、交通事故や高所からの転落、転倒、スポーツ外傷などにより、頭部に衝撃を受け、脳内の情報伝達を担う軸索と呼ばれる神経線維が断裂するなどして発症する病気である。

主な症状は、高次脳機能障害による記憶力、理解力、注意力の低下を初め、てんかんなどの意識障害、半身麻痺、視野が狭くなる、におい、味がわからなくなるなどの多発性脳神経麻痺、尿失禁など複雑かつ多様である。

この病態は、世界保健機関（WHO）において定義づけがなされており、他覚的、体系的な神経学的な検査及び神経各科の裏づけ検査を実施すれば、外傷性脳損傷と診断することができるかと報告されている。

しかしながら、この軽度外傷性脳損傷は日本では認知度が低く、また、MRIなどの画像検査では異常が見つかりにくいいため、労災や自賠責保険の補償対象にならないケースが多く、働けない場合には経済的にも追い込まれるケースもあるのが現状である。

さらに、本人や家族、周囲の人たちもこの病態を知らないために誤解が生じ、職場や学校において理解されずに、悩み、苦しんでいるケースが多々ある。

国においても、平成25年5月に、厚生労働科学研究事業で軽度外傷性脳損傷の定義に該当する可能性がある症例があることが報告され、この結果を受け、高次脳機能障害のうち画像所見が認められない軽度外傷性脳損傷に関する労災の障害給付請求事案について、厚生労働省本省に報告し個別に判断することとなった。このことが、新たな一步になると期待されている。

以上のことから、医療機関を初め、国民・教育機関への啓発、周知が重要と考える。

よって、国に対し、下記の事項について強く要望する。

記

1. 業務上の災害または通勤災害により軽度外傷性脳損傷となり、後遺障害が残存した労働者を、労災の傷害（補償）年金が受給できるよう、労災認定基準を改正すること。
2. 労災認定基準の改正に当たっては、不正を防止するため他覚的、体系的な神経学的検査法など、画像にかわる外傷性脳損傷の判定方法を

導入すること。

3. 軽度外傷性脳損傷について、医療機関を初め国民、教育機関への啓発、周知を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年6月26日

千葉県成田市議会